

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）〔抄〕（第一条関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（定義等）</p> <p>第二条 1・2 〔略〕</p> <p>3 この法律において「規制の特例措置」とは、第十条及び第十條の二を除き、法律により規定された規制についての第十二條の二から第二十五條までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第二十六條の規定による政令若しくは内閣府令（告示を含む。）・主務省令（第三十九條ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。以下「内閣府令・主務省令」という。）又は第二十七條の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。</p> <p>4・5 〔略〕</p> <p>（関連する施策との連携）</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、国家戦略特別区域における産業の</p>	<p>（定義等）</p> <p>第二条 1・2 〔同上〕</p> <p>3 この法律において「規制の特例措置」とは、第十条を除き、法律により規定された規制についての第十二條の二から第二十五條までに規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第二十六條の規定による政令若しくは内閣府令（告示を含む。）・主務省令（第三十九條ただし書に規定する規制にあつては、主務省令。以下「内閣府令・主務省令」という。）又は第二十七條の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。</p> <p>4・5 〔同上〕</p> <p>（関連する施策との連携）</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、国家戦略特別区域における産業の</p>

国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の推進に当たっては、構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。第十条第三項及び第三十八条第二項において同じ。）における経済社会の構造改革の推進に関する施策、総合特別区域（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定する総合特別区域をいう。第三十八条第二項において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならない。

（構造改革特別区域法の特定事業）

第十条 1・2 「略」

3 第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八条第七項の認定を受けたもの（第一項各号に掲げる事項を定めた部分に限るものとし、前条第一項の変更の認定を受けたものを含む。次項及び第五項において同じ。）については、第八条第七項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。）を構造改革特別区域法第四条第九項の認定（同法第六条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。）と、第八条第七項の認定を受けた区域計画（前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。

国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の推進に当たっては、構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。第十条第三項及び第三十八条第二項において同じ。）における経済社会の構造改革の推進に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならない。

（構造改革特別区域法の特定事業）

第十条 1・2 「同上」

3 第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八条第七項の認定を受けたもの（第一項各号に掲げる事項を定めた部分に限るものとし、前条第一項の変更の認定を受けたものを含む。次項及び第五項において同じ。）については、第八条第七項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。）を構造改革特別区域法第四条第九項の認定（同法第六条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。）と、第八条第七項の認定を受けた区域計画（前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。

次項において同じ。)を同法第四条第九項の認定を受けた構造改革特別区域計画(同法第六条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。)と、特定事業実施区域を構造改革特別区域と、第二条第一項の政令の改廃により国家戦略特別区域でなくなった場合及び第十一条第一項の規定により第八条第七項の認定が取り消された場合を同法第九条第一項の規定により認定が取り消された場合とみなして、同法第四章の規定を適用する。この場合において、同章(第十二条第一項を除く。)中「地方公共団体が、その」とあるのは「国家戦略特別区域会議が、その」と、同法第十二条(同条第五項及び第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の項を除く。)、第十三条(同条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項を除く。)及び第十九条の二第八項から第十項までの規定中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第一百七号)第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。))に係る関係地方公共団体」と、同法第十二条第五項、第十九条の二第四項、第二十条第三項、第二十四条第二項及び第五項並びに第二十九条第二項及び第三項中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる

次項において同じ。)を同法第四条第九項の認定を受けた構造改革特別区域計画(同法第六条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。)と、特定事業実施区域を構造改革特別区域と、第二条第一項の政令の改廃により国家戦略特別区域でなくなった場合及び次条第一項の規定により第八条第七項の認定が取り消された場合を同法第九条第一項の規定により認定が取り消された場合とみなして、同法第四章の規定を適用する。この場合において、同章(第十二条第一項を除く。)中「地方公共団体が、その」とあるのは「国家戦略特別区域会議が、その」と、同法第十二条(同条第五項及び第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の項を除く。)、第十三条(同条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項を除く。)及び第十九条の二第八項から第十項までの規定中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第一百七号)第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。))に係る関係地方公共団体」と、同法第十二条第五項、第十九条の二第四項、第二十条第三項、第二十四条第二項及び第五項並びに第二十九条第二項及び第三項中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字

字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。〔表略〕

4 6 〔略〕

〔総合特別区域法の特定国際戦略事業及び特定地域活性化事業〕

第十条の二 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要と認めるときは、区域計画に、次に掲げる事項を定めることができる。

一 国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする総合特別区域法第二条第二項に規定する特定国際戦略事業（同項第一号に掲げるものに限る。以下この条において「第一号特定国際戦略事業」という。）又は同条第三項に規定する特定地域活性化事業（同項第一号に掲げるものに限る。以下この条において「第一号特定地域活性化事業」という。）の内容及び実施主体に関する事項

二 第一号特定国際戦略事業ごとの総合特別区域法第三章第四節第一款の規定による規制の特例措置又は第一号特定地域活性化事業ごとの同法第四章第四節第一款の規定による規制の特例措置の内容

三 第一号特定国際戦略事業又は第一号特定地域活性化事業を実施し又はその実施を促進しようとする区域（第三項において「特

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。〔同上〕

4 6 〔同上〕

〔新設〕

定国際戦略事業・特定地域活性化事業実施区域」という。)の範囲

四 前三号に掲げるもののほか、第一号特定国際戦略事業又は第一号特定地域活性化事業に関する事項

2 前項各号に掲げる事項を記載した区域計画について第八条第一項の規定による認定の申請があった場合における同条の規定の適用については、同条第九項前段中「定められた特定事業」とあるのは「定められた特定事業及び第十条の二第一項第一号に規定する第一号特定国際戦略事業又は第一号特定地域活性化事業（以下この項において「特定事業等」という。）」と、「当該特定事業」とあるのは「当該特定事業等」とする。

3 第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八条第七項の認定を受けたもの（第一項各号に掲げる事項を定めた部分に限るものとし、第九条第一項の変更の認定を受けたものを含む。）については、第八条第七項の認定（第九条第一項の変更の認定を含む。）を総合特別区域法第十二条第十項の認定（同法第十四条第一項の変更の認定を含む。）又は同法第三十五条第十項の認定（同法第三十七条第一項の変更の認定を含む。）と、第八条第七項の認定を受けた区域計画（第九条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの）を同法第十二条第十項の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画（同法第十四条第一項の変更の認定があったとき

は、その変更後のもの）又は同法第三十五条第十項の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画（同法第三十七条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの）と、特定国際戦略事業・特定地域活性化事業実施区域を同法第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域又は同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域と、第二条第一項の政令の改廃により国家戦略特別区域でなくなつた場合及び次条第一項の規定により第八条第七項の認定が取り消された場合を同法第十七条第一項の規定により認定が取り消された場合又は同法第四十条第一項の規定により認定が取り消された場合とみなして、同法第三章第四節第一款又は第四章第四節第一款の規定を適用する。

4 前二項に定めるもののほか、第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画についてのこの法律及び総合特別区域法の規定の適用に関し必要な読替は、政令で定める。

（認定の取消し）

第十一条 内閣総理大臣は、認定区域計画（認定区域計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）が第八条第七項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、同項の認定（第九条第一項の変更の認定を含む。第十三条、第十八条第四項第一号及び第二十条の三を除き、以下単に「認定」という。）を取り消

（認定の取消し）

第十一条 内閣総理大臣は、認定区域計画（認定区域計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）が第八条第七項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、同項の認定（第九条第一項の変更の認定を含む。第十三条、第十八条第四項第一号、第二十条の三及び第二十四条の三第三項第一号を除き、以下

すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2・3 「略」

〔削る〕

単に「認定」という。）を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2・3 「同上」

（学校教育法等の特例）

第十二条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、公立国際教育学校等管理事業（国家戦略特別区域内において、都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「都道府県等」という。）が設置する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する中学校（同法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、高等学校又は中等教育学校のうち、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令で定める基準に適合するもの（以下この項及び第三項第三号において「公立国際教育学校等」という。）の管理を、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人、同法第六十四条第四項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十

年法律第七号) 第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であつて、当該公立国際教育学校等の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有するものとして都道府県等が指定するもの(以下この条において「指定公立国際教育学校等管理法人」という。)に行わせる事業をいう。別表の一の二の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県等は、学校教育法第五条の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、指定公立国際教育学校等管理法人に公立国際教育学校等の管理を行わせることができる。

2| 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を受けることができない。

一| 第十項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

二| その役員のうち、第十二項の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者がある者

3| 第一項の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一| 指定の手続

二| 指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基本的な方針

- 三 指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う公立国際教育学校等（以下この条において「特定公立国際教育学校等」という。）において生徒に対してされる入学、卒業、退学その他の処分に関する手続及び基準
- 四 前号に掲げるもののほか、指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基準及び業務の範囲
- 五 その他指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に關し必要な事項
- 4 指定は、期間を定めて行うものとする。
- 5 都道府県等は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該都道府県等の議会の議決を経なければならない。
- 6 指定公立国際教育学校等管理法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、特定公立国際教育学校等の管理の業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 7 指定公立国際教育学校等管理法人の役員又は職員であつて特定公立国際教育学校等の管理の業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 8 指定公立国際教育学校等管理法人は、毎年度終了後、その管理を行う特定公立国際教育学校等の管理の業務に關し事業報告書を作成し、当該特定公立国際教育学校等を設置する都道府県等に提

出しなければならない。

9 都道府県等の教育委員会は、指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う特定公立国際教育学校等の管理の適正を期するため、指定公立国際教育学校等管理法人に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

10 都道府県等は、指定公立国際教育学校等管理法人が前項の指示に従わないときその他当該指定公立国際教育学校等管理法人による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

11 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

学校教育法	第四十九条	中学校	中学校（第三十八条の規定にあつては、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際
-------	-------	-----	---

地方自治法	第九十九 条第七項	受託者及び についても	教育学校等に該当する ものを除く。） 受託者、
第九十九 条第七項	受託者及び についても	及び当該普通地方公共 団体が国家戦略特別区 域法（平成二十五年法律 第七号）第十二条の三 第一項の規定に基づき 同項に規定する公立国 際教育学校等（第二百五 十二条の三十七第四項 及び第二百五十二条の 四十二第一項において 単に「公立国際教育学校 等」という。）の管理を 行わせているものにつ いても	指定管理者及び国家戦 略特別区域法第十二条 の三第一項に規定する 指定公立国際教育学校
第二百四十 四条第二項	指定管理者		

<p>第二百五十 二条の三十 七第四項</p>	<p>係るもの又は は</p>	<p>係るもの、 又は当該包括外部監査 対象団体が国家戦略特 別区域法第十二条の三 第一項の規定に基づき 公立国際教育学校等の 管理を行わせているも のの出納その他の事務 の執行で当該管理の業 務に係るものについて 係るもの、</p>
<p>第二百五十 二条の四十 二第一項</p>	<p>係るもの又は は</p>	<p>係るもの、 又は普通地方公共団体 が国家戦略特別区域法 第十二条の三第一項の 規定に基づき公立国際 教育学校等の管理を行 わせているもの出納 その他の事務の執行で</p>

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）	第一条	、中学校	当該管理の業務に係るものについての
、中等教育学校	、中学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（以下この条において単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。）	、中等教育学校	、中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）
弁償（	弁償（以下この条及び	いう。）は	いう。）並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定
都市の設置する中学校			

<p>教育職員免 許法（昭和 二十四年法 律第四百十</p>	<p>第十条第一 項第二号</p>	<p>公立学校 （昭和二十 二年法律第 六十七号）</p>	<p>公立学校（国家戦略特別 区域法（平成二十五年法 律第一百七号）第十二条の 三第三項第三号に規定</p>
<p>第二条</p>		<p>地方自治法 （昭和二十 二年法律第 六十七号）</p>	<p>地方自治法 に 限る。）は</p>
			<p>（特定公立国際教育学 校等に該当するものに 限る。）及び中等教育学 校（特定公立国際教育学 校等に該当するものに 限る。）の前期課程の管 理に要する経費（特定公 立国際教育学校等の職 員の給料その他の給与 及び報酬等に要する経 費に相当するものとし て都道府県が定める額 に限る。）は</p>

七号)

義務教育費
国庫負担法
(昭和二十
七年法律第
三百三号)

第二条第一
号

第十一条第
一項及び第
二項第一号

第十四条の
二

義務教育諸
学校

当該教員

学校法人等
は、

又は私立学
校

義務教育諸学校(国家戦
略特別区域法(平成二十
五年法律第一百七号)第十
二条の三第三項第三号
に規定する特定公立国

これらの教員

国家戦略特別区域法第
十二条の三第一項に規
定する指定公立国際教
育学校等管理法人はそ
の管理を行う特定公立
国際教育学校等の教員
について、学校法人等は

、特定公立国際教育学校
等又は私立学校

する特定公立国際教育
学校等(以下単に「特定
公立国際教育学校等」と
いう。)を除く。次号に
おいて同じ。)

<p>第二條第二</p>	<p>引</p>	<p>ものに限 る。)、中等 教育学校</p>		<p>いう。)</p>	<p>際教育学校等(以下この 条において単に「特定公 立国際教育学校等」とい う。)に該当するものを 除く。)</p>
		<p>ものに限 る。)、中等 教育学校等に該当す るものを除く。)、中等教</p>			<p>いう。)並びに地方自治 法(昭和二十二年法律第 六十七号)第二百五十二 条の十九第一項の指定 都市の設置する中学校 及び中等教育学校(い ずれも特定公立国際教育 学校等に該当するもの に限る。)の管理に要す る経費(教職員の給与及 び報酬等に要する経費 に相当するものに限 る。)</p>

<p>へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百四十三号）</p>	<p>第五条の二 第一項</p>	<p>（以下）</p>	<p>（へき地学校（共同調理場を除く。）及びこれに準ずる学校にあつては、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（次</p>			<p>教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに</p>	<p>育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。） 教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに都道府県立の中学校及び中等教育学校（いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の管理に要する経費（教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。）</p>
----------------------------------	------------------	-------------	---	--	--	-----------------------------	---

<p>女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）</p>	<p>第三條第一項</p>	<p>公立の学校</p>	<p>公立の学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第十二條の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（第五條において単に「特定公立国際教育学校等」という。）を除く。第五條において「公立学校」という。）</p>
<p>第五條の三</p>	<p>第一項</p>	<p>教職員の勤務する学校</p>	<p>条第一項において単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。以下 教職員の勤務する学校（特定公立国際教育学校等を除く。）</p>
<p>第五條</p>	<p>設置者</p>	<p>設置者</p>	<p>設置者（特定公立国際教育学校等にあつては、国家戦略特別区域法第十二條の三第一項に規定</p>

<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号)</p>	<p>第四十七条の五第一項</p>	<p>属する学校</p>	<p>する指定公立国際教育学校等管理法人)</p>
<p>公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百十七号)</p>	<p>本則</p>	<p>大学</p>	<p>大学及び国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等</p>
<p>公立学校の学校医、学校歯科医及</p>	<p>第二条</p>	<p>規定する学校</p>	<p>規定する学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二</p>

<p>び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律 (昭和三十三年法律第百四十三号)</p>	<p>第六條第一項</p>	<p>中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程</p>	<p>条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く。</p>
<p>公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 (昭和三十三年法律第百十六号)</p>			<p>中学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第一百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(以下この項及び第十五条において単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するものを除く。以下同じ。)及び義務教育学校並びに中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該</p>

<p>公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）</p>	<p>第十五条</p>	<p>義務教育諸学校</p>	<p>当するものを除く。以下同じ。）の前期課程（</p>
<p>公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）</p>	<p>第二条第二項</p>	<p>規定する全日制の課程</p>	<p>規定する全日制の課程（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（以下単に「特定公立国際教育学校等」という。）に置くものを除く。第六条を除き、以下同じ。）</p>
<p>規定する定時制の課程</p>	<p>規定する定時制の課程</p>	<p>規定する定時制の課程</p>	<p>（特定公立国際教育学校等に置くものを除く。）</p>

<p>公立の義務 教育諸学校 等の教育職 員の給与等 に関する特</p>	<p>第二十一条 第九号</p>	<p>中学校 学校</p>	<p>中等教育学 校</p>	<p>第七条、第 二十二条第 一号及び第 二十三条</p>	<p>第八条 第九条第一 項第九号</p>	<p>公立の義務 教育諸学校 等の教育職 員の給与等 に関する特</p>	<p>第二十一条 第九号</p>	<p>中学校 学校</p>	<p>中等教育学 校</p>	<p>第七条、第 二十二条第 一号及び第 二十三条</p>	<p>第八条 第九条第一 項第九号</p>
<p>第六条を除き、以下同 じ。</p>	<p>規定する通 信制の課程</p>	<p>含む</p>	<p>中等教育学 校又は特定 公立国際教育学校等に 該当するもの</p>	<p>含む、特定公立国際教育 学校等に該当するもの を除く</p>	<p>中学校（国家戦略特別区 域法（平成二十五年法律 第一百七号）第十二条の三 第三項第三号に規定す る特定公立国際教育学</p>	<p>公立の義務 教育諸学校 等の教育職 員の給与等 に関する特</p>	<p>第二十一条 第九号</p>	<p>中学校 学校</p>	<p>中等教育学 校</p>	<p>第七条、第 二十二条第 一号及び第 二十三条</p>	<p>第八条 第九条第一 項第九号</p>

(児童福祉法等の特例)

第十二条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域限定保育士事業（国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため、国家戦略特別区域限定保育士（次項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下この項において同じ。）の資格を定める事業をいう。以下この条及び別表の一の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、

別措置法 (昭和四十六年法律第七十七号)		高等学校、中等教育学校	校等（以下この項において単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。） 高等学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）、中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）
12 第六項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	(児童福祉法等の特例)	第十二条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域限定保育士事業（国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため、国家戦略特別区域限定保育士（次項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下この項において同じ。）の資格を定める事業をいう。以下この条及び別表の一の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、	

当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域限定保育士事業に係る国家戦略特別区域限定保育士については、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第一章第六節及び第四十八条の三第二項の規定を適用せず、次項及び第四項から第十九項までに定めるところによる。

257 「略」

8 児童福祉法第一章第六節（第十八条の四から第十八条の七まで、第十八条の八第一項及び第二項並びに第十八条の二十三を除く。）及び第四十八条の三第二項の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条の八 第三項及び第 十八条の十一 第一項	保育士試験委 員	国家戦略特別区域限定保育士 試験委員
第十八条の九 第一項及び第 三項	保育士試験	国家戦略特別区域限定保育士 試験
第十八条の十 第二項	この法律（	国家戦略特別区域法第十二条 の三第七項、同条第八項におい

当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域限定保育士事業に係る国家戦略特別区域限定保育士については、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第一章第六節及び第四十八条の三第二項の規定を適用せず、次項及び第四項から第十九項までに定めるところによる。

257 「同上」

8 児童福祉法第一章第六節（第十八条の四から第十八条の七まで、第十八条の八第一項及び第二項並びに第十八条の二十三を除く。）及び第四十八条の三第二項の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条の八 第三項及び第 十八条の十一 第一項	保育士試験委 員	国家戦略特別区域限定保育士 試験委員
第十八条の九 第一項及び第 三項	保育士試験	国家戦略特別区域限定保育士 試験
第十八条の十 第二項	この法律（	国家戦略特別区域法第十二条 の四第七項、同条第八項におい

第十八条の十八第一項及び第二項	保育士登録簿	国家戦略特別区域限定保育士登録簿	て準用するこの法律(同項において準用する
	保育士登録証		
第十八条の十八第三項	保育士登録証	国家戦略特別区域限定保育士登録証	国家戦略特別区域限定保育士登録証
第十八条の十九第一項第一号	第十八条の五各号	国家戦略特別区域法第十二条の三第四項各号	国家戦略特別区域法第十二条の三第八項において準用するこの法律
第十八条の二十四	この法律	国家戦略特別区域法第十二条の三第八項において準用するこの法律	国家戦略特別区域限定保育士試験

9 〱 11 [略]

12 認定区域計画に定められた事業実施区域の全部又は一部が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にある場合であつて、当該認定区域計画に第八条第二項第四号に掲げる事項として、当該事業実施区域を管轄する都道府県の知事と

第十八条の十八第一項及び第二項	保育士登録簿	国家戦略特別区域限定保育士登録簿	て準用するこの法律(同項において準用する
	保育士登録証		
第十八条の十八第三項	保育士登録証	国家戦略特別区域限定保育士登録証	国家戦略特別区域限定保育士登録証
第十八条の十九第一項第一号	第十八条の五各号	国家戦略特別区域法第十二条の四第四項各号	国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用するこの法律
第十八条の二十四	この法律	国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用するこの法律	国家戦略特別区域限定保育士試験

9 〱 11 [同上]

12 認定区域計画に定められた事業実施区域の全部又は一部が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にある場合であつて、当該認定区域計画に第八条第二項第四号に掲げる事項として、当該事業実施区域を管轄する都道府県の知事と

当該指定都市の長の合意により期間を定めて当該指定都市（以下この項において「試験実施指定都市」という。）の長が厚生労働省令で定めるところにより国家戦略特別区域限定保育士試験を行う旨が定められているときは、第六項の規定にかかわらず、当該期間内は、当該試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行うものとする。この場合において、第五項中「を管轄する都道府県の知事」とあるのは「の全部又は一部をその区域に含む試験実施指定都市（第十二項に規定する試験実施指定都市をいう。次項及び第十一項において同じ。）の長」と、第六項中「都道府県の知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、第八項中「次の」とあるのは「同法第十八条の八第三項中「都道府県」とあるのは「国家戦略特別区域法第十二条の三第十二項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」という。）」と、同法第十八条の九第一項及び第二項、第十八条の十、第十八条の十三から第十八条の十五まで、第十八条の十六第一項、第十八条の十七、第十八条の十八第三項、第十八条の十九並びに第十八条の二十中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同法第十八条の九第三項及び第十八条の十八第二項中「都道府県」とあるのは「試験実施指定都市」と読み替えるものとするほか、次の」と、前項中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事」とする。

当該指定都市の長の合意により期間を定めて当該指定都市（以下この項において「試験実施指定都市」という。）の長が厚生労働省令で定めるところにより国家戦略特別区域限定保育士試験を行う旨が定められているときは、第六項の規定にかかわらず、当該期間内は、当該試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行うものとする。この場合において、第五項中「を管轄する都道府県の知事」とあるのは「の全部又は一部をその区域に含む試験実施指定都市（第十二項に規定する試験実施指定都市をいう。次項及び第十一項において同じ。）の長」と、第六項中「都道府県の知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、第八項中「次の」とあるのは「同法第十八条の八第三項中「都道府県」とあるのは「国家戦略特別区域法第十二条の四第十二項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」という。）」と、同法第十八条の九第一項及び第二項、第十八条の十、第十八条の十三から第十八条の十五まで、第十八条の十六第一項、第十八条の十七、第十八条の十八第三項、第十八条の十九並びに第十八条の二十中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同法第十八条の九第三項及び第十八条の十八第二項中「都道府県」とあるのは「試験実施指定都市」と読み替えるものとするほか、次の」と、前項中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事」とする。

13 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けている者が認定区域計画に定められた事業実施区域内に所在する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この項において「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の職員となる場合における認定こども園法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

認定こども園 法第十五条第 一項	児童福祉法	国家戦略特別区域法（平成二十 五年法律第七十七号）第十二条の 三第八項において準用する児 童福祉法
認定こども園 法一部改正法 附則第五条第 一項	児童福祉法	国家戦略特別区域法（平成二十 五年法律第七十七号）第十二条の 三第八項において準用する児 童福祉法

14
～
19

〔略〕

13 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けている者が認定区域計画に定められた事業実施区域内に所在する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この項において「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の職員となる場合における認定こども園法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

認定こども園 法第十五条第 一項	児童福祉法	国家戦略特別区域法（平成二十 五年法律第七十七号）第十二条の 四第八項において準用する児 童福祉法
認定こども園 法一部改正法 附則第五条第 一項	児童福祉法	国家戦略特別区域法（平成二十 五年法律第七十七号）第十二条の 四第八項において準用する児 童福祉法

14
～
19

〔同上〕

(旅館業法の特例)

第十三条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(国家戦略特別区域において、外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに当該施設の使用方法に関する外国語を用いた案内その他の外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業(その一部が旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業に該当するものに限る。))として政令で定める要件に該当する事業をいう。以下この条及び別表の一の三の項において同じ。)を定めた区域計画について、第八条第七項の内閣総理大臣の認定(第九条第一項の変更の認定を含む。以下この項及び第九項第二号において「内閣総理大臣認定」という。)を申請し、その内閣総理大臣認定を受けたときは、当該内閣総理大臣認定の日以後は、当該国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行おうとする事業が当該政令で定める要件に該当している旨の都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下この条において同じ。)の認定(以下この条において「特定認定」という。)を受けることができる。

2 〵 9 [略]

(旅館業法の特例)

第十三条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(国家戦略特別区域において、外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに当該施設の使用方法に関する外国語を用いた案内その他の外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する事業(その一部が旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業に該当するものに限る。))として政令で定める要件に該当する事業をいう。以下この条及び別表の一の四の項において同じ。)を定めた区域計画について、第八条第七項の内閣総理大臣の認定(第九条第一項の変更の認定を含む。以下この項及び第九項第二号において「内閣総理大臣認定」という。)を申請し、その内閣総理大臣認定を受けたときは、当該内閣総理大臣認定の日以後は、当該国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行おうとする事業が当該政令で定める要件に該当している旨の都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下この条において同じ。)の認定(以下この条において「特定認定」という。)を受けることができる。

2 〵 9 [同上]

第十五条 削除

(建築基準法の特例)

第十五条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略建築物整備事業（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十九条第二項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することにより、国家戦略特別区域内の特別用途地区（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第二号に掲げる特別用途地区をいう。次項において同じ。）内において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該国家戦略建築物整備事業の実施主体として当該区域計画に定められた地方公共団体に対する建築基準法第四十九条第二項の承認があつたものとみなす。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

(建築基準法の特例)

第十六条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略住宅整備事業（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第一項の規定による制限を緩和することにより、国家戦略特別区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な住宅の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物であつて次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、その全部を住宅の用途に供するものにあつては当該区域計画に定められた次項第二号の数値を、その一部を住宅の用途に供するものにあつては当該区域計画に定められた同項第三号の算出方法により算出した数値を同法第五十二条第一項第二号又は第三号に定める数値とみなして、同項及び同条第三項から第七項までの規定を適用する。ただし、当該建築物が同条第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を含むときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。次項及び第五項において

第十六条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略住宅整備事業（建築基準法第五十二条区域内において産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な住宅の整備を促進する事業をいう。以下この条及び別表の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物であつて次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、その全部を住宅の用途に供するものにあつては当該区域計画に定められた次項第二号の数値を、その一部を住宅の用途に供するものにあつては当該区域計画に定められた同項第三号の算出方法により算出した数値を同法第五十二条第一項第二号又は第三号に定める数値とみなして、同項及び同条第三項から第七項までの規定を適用する。ただし、当該建築物が同条第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を含むときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。次項及び第五項において同じ。）は、当該区域計画に定め

同じ。)は、当該区域計画に定められた次項第二号の数値以下でなければならぬ。

一・二 〔略〕

2・3 〔略〕

4 第二項第一号の区域は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域(同項第二号の四に掲げる高層住居誘導地区を除く。)内又は同項第一号に掲げる商業地域内に定めなければならない。

5・6 〔略〕

〔削る〕

られた次項第二号の数値以下でなければならない。

一・二 〔同上〕

2・3 〔同上〕

4 第二項第一号の区域は、都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域(同項第二号の四に掲げる高層住居誘導地区を除く。)内又は同項第一号に掲げる商業地域内に定めなければならない。

5・6 〔同上〕

〔出入国管理及び難民認定法の特例〕

第十六条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業(国家戦略特別区域内において家事支援活動(炊事、洗濯その他の家事を代行し、又は補助する業務で政令で定めるものに従事する活動をいう。以下この項において同じ。)を行う外国人(年齢、家事の代行又は補助に関する職歴その他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。))を、本邦の公私の機関(第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていることその他の家事支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実に

行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものに限る。以下この項及び第三項において「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。第三項及び別表の四の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定家事支援活動（特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限って行う家事支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行うものとして、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第七条の二第一項の申請があつた場合には、当該特定家事支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

2| 外国人が前項の証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、当該申請に係る特定家事支援活動を入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなす。

3| 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業に

(出入国管理及び難民認定法の特例)

第十六条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（国家戦略特別区域において、外国人が創業活動（貿易その他の事業の経営を開始して、その経営を行う活動をいう。以下この項において同じ。）を行うことを促進する事業をいう。別表の四の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該国家戦略特別区域において出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この条において「入管法」という。）別表第一

関して、受け入れる外国人に対する研修の実施及び情報の提供、関係行政機関との連携の確保その他のその適正かつ確実な実施を図るために特定機関が講ずべき措置を定めた指針（以下この条において単に「指針」という。）を作成するものとする。

4 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

第十六条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（国家戦略特別区域において、外国人が創業活動（貿易その他の事業の経営を開始して、その経営を行う活動をいう。以下この項において同じ。）を行うことを促進する事業をいう。別表の四の四の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該国家戦略特別区域において入管法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動（創業活動を含むものに限る。）を行うものとして、

の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動（創業活動を含むものに限る。）を行うものとして、入管法第七条の二第一項の申請があつた場合には、創業外国人上陸審査基準（国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために外国人による創業を促進することを旨とし、我が国の産業及び国民生活に与える影響を勘案して政令で定める基準をいう。）を入管法第七条第一項第二号の法務省令で定める基準とみなして、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

2 外国人が前項の証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、同号中「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十六条の三第一項に規定する創業外国人上陸審査基準」とする。

〔削る〕

入管法第七条の二第一項の申請があつた場合には、創業外国人上陸審査基準（国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために外国人による創業を促進することを旨とし、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準をいう。）を入管法第七条第一項第二号の法務省令で定める基準とみなして、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

2 外国人が前項の証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、同号中「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十六条の四第一項に規定する創業外国人上陸審査基準」とする。

（外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の特例）

第二十四条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業（国家戦略特別区域内において、外国医師等が行う臨床修練

等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号。以下この項及び次項第二号において「臨床修練等特例法」という。）第二条第六号に規定する臨床修練外国医師、同条第七号に規定する臨床修練外国歯科医師及び同条第八号に規定する臨床修練外国看護師等が同条第四号に規定する臨床修練（次項第二号において単に「臨床修練」という。）を行う診療所を確保する事業をいう。以下この条及び別表の十二の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、当該区域計画に定められた次項に規定する国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業に係る診療所は、臨床修練等特例法第二条第五号に規定する臨床修練病院等（第三項において単に「臨床修練病院等」という。）となつたものとみなす。

2| 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次に掲げる要件のいずれにも該当する診療所を国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業に係る診療所として定めるものとする。

一| 当該診療所の開設者が医療の分野における国際交流の推進に主体的に取り組んでいること。

二| 臨床修練が適切に行われるための臨床修練等特例法第二条第九号に規定する臨床修練指導医、同条第十号に規定する臨床修練指導歯科医及び同条第十一号に規定する臨床修練指導者によ

る指導監督に係る体制が確保されていること。

3 次の各号に掲げる事由が生じた場合においては、当該各号に定める日において、第一項の規定により臨床修練病院等となったものとみなされた診療所（第一号において単に「診療所」という。）は、臨床修練病院等でなくなったものとみなす。

一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（第八条第二項第四号に掲げる事項として診療所を定めないこととするもの又は同項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業を定めないこととするものに限る。）の認定 当該認定の日

二 第十一条第一項の規定による認定区域計画（第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業を定めたものに限る。）の認定の取消し 当該認定の取消しの日

（特定非営利活動促進法の特例）

第二十四条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、特定非営利活動法人設立促進事業（国家戦略特別区域において、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第二項の規定による縦覧に供する期間を短縮することにより、同法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人の

（特定非営利活動促進法の特例）

第二十四条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、特定非営利活動法人設立促進事業（国家戦略特別区域において、特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による縦覧に供する期間を短縮することにより、同法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人の設立を促進する事業をい

設立を促進する事業をいう。別表の十二の三の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があつた場合における同法第十条第二項及び第三項(これらの規定を同法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第十条第二項中「公告する」とあるのは「インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表する」と、「書類」とあるのは「書類(第二号において「特定添付書類」という。)」と、「二週間」とあるのは「二週間」と、同項第二号中「特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的」とあるのは「特定添付書類に記載された事項」と、同条第三項ただし書中「一月」とあるのは「一週間」とする。

(所掌事務)

第三十条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 [略]

[削る]

五 七 [略]

う。別表の十二の四の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があつた場合における同法第十条第二項及び第三項(これらの規定を同法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第十条第二項中「公告する」とあるのは「インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表する」と、「書類」とあるのは「書類(第二号において「特定添付書類」という。)」と、「二週間」とあるのは「二週間」と、同項第二号中「特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的」とあるのは「特定添付書類に記載された事項」と、同条第三項ただし書中「一月」とあるのは「一週間」とする。

(所掌事務)

第三十条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 [同上]

五 第十六条の三第三項に規定する指針に関し、同条第四項に規定する事項を処理すること。

六 八 [同上]

(構造改革特別区域及び総合特別区域において実施される事業との連携)

第三十八条 内閣総理大臣は、第五条第七項の規定による募集に応じ行われた提案であつて、構造改革特別区域法第二条の二に規定する構造改革の推進等に資すると認めるものについては同法第三条第四項に規定する提案とみなして同項の規定を、産業の国際競争力の強化の推進に資すると認められるものについては総合特別区域法第十条第四項に規定する提案とみなして同項の規定を、地域の活性化の推進に資すると認められるものについては同法第十三条第四項に規定する提案とみなして同項の規定を、それぞれ適用する。

2 構造改革特別区域及び総合特別区域において実施される事業については、特定事業と相まってより効果を上げるよう、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、その円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うように努めなければならない。

別表(第二条関係)

項	事業	関係条項
一	[略]	[略]
[削る]	[削る]	[削る]

(構造改革特別区域において実施される事業との連携)

第三十八条 内閣総理大臣は、第五条第七項の規定による募集に応じ行われた提案であつて、構造改革特別区域法第二条の二に規定する構造改革の推進等に資すると認めるものについては、同法第三条第四項に規定する提案とみなして、同項の規定を適用する。

2 構造改革特別区域において実施される事業については、特定事業と相まってより効果を上げるよう、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、その円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うように努めなければならない。

別表(第二条関係)

項	事業	関係条項
一	[同上]	[同上]
一の二	公立国際教育学校等管理事業	第十二条の三

一の二	国家戦略特別区域限定保育士事業	第十二条の三
一の三	国家戦略特別区域外国人滞在施設 経営事業	第十三条
二の二の三	〔略〕	〔略〕
三	削除	第十五条
四・四の二	〔略〕	〔略〕
〔削る〕	〔削る〕	〔削る〕
四の三	国家戦略特別区域外国人創業活動 促進事業	第十六条の三
五	〔略〕	〔略〕
十二の二	〔削る〕	〔削る〕
十二の三	特定非営利活動法人設立促進事業	第二十四条の三
十三	〔略〕	〔略〕

一の三	国家戦略特別区域限定保育士事業	第十二条の四
一の四	国家戦略特別区域外国人滞在施設 経営事業	第十三条
二の二の三	〔同上〕	〔同上〕
三	国家戦略建築物整備事業	第十五条
四・四の二	〔同上〕	〔同上〕
四の三	国家戦略特別区域家事支援外国人 受入事業	第十六条の三
四の四	国家戦略特別区域外国人創業活動 促進事業	第十六条の四
五	〔同上〕	〔同上〕
十二の二	〔同上〕	〔同上〕
十二の三	国家戦略特別区域臨床修練診療所 確保事業	第二十四条の三
十二の四	特定非営利活動法人設立促進事業	第二十四条の四
十三	〔同上〕	〔同上〕

○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（第百八十九回国会閣法第六十五号）〔抄〕（附則関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条中国国家戦略特別区域法第八条第九項の改正規定（「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。）、同法第十条第二項の改正規定（「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。）及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに附則第十六条の規定 公布の日</p> <p>二 〔略〕</p> <p>三 附則第十三条の規定 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条中国国家戦略特別区域法第八条第九項の改正規定（「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。）、同法第十条第二項の改正規定（「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。）及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに附則第十四条及び第十九条の規定 公布の日</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>三 附則第十五条の規定 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 この法律の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの</p>

〔削る〕

(児童福祉法の一部改正)

第二条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の五第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条に次の一号を加える。

五 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第八項において準用する第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

(通訳案内士法の一部改正)

第三条 〔略〕

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第四条 〔略〕

間は、第一条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十二条の三第十一項の表公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の項中「及び義務教育学校並びに」とあるのは、「並びに」とする。

(児童福祉法の一部改正)

第三条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の五第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条に次の一号を加える。

五 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第八項において準用する第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

(通訳案内士法の一部改正)

第四条 〔同上〕

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第五条 〔同上〕

(住民基本台帳法の一部改正)

第五条 [略]

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第六条 [略]

(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第七条 [略]

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)

第八条 [略]

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第九条 [略]

(総合特別区域法の一部改正)

第十条 [略]

(総合特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 [略]

(住民基本台帳法の一部改正)

第六条 [同上]

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正)

第七条 [同上]

(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第八条 [同上]

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)

第九条 [同上]

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第十条 [同上]

(総合特別区域法の一部改正)

第十一条 [同上]

(総合特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 [同上]

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第十二条 [略]

[削る]

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第十三条 [同上]

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十四条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「及び第二十一条」を、「第二十一条及び第二十二條」に改める。

附則に次の一条を加える。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第二十二條 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十二條の三第十一項の表市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の項を削り、同表義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三三号)の項を次のように改める。

義務教育費	第二條	ものに限り、	国家戦略特別
国庫負担法	第二号	る。)、中	区域法(平成二十五年法律

(昭和二十七年法律第三百三号)

<p>第三条</p>	
<p>設置する</p>	<p>等教育学校</p>
<p>設置する義務教育諸学校</p>	<p>第七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(以下この号及び次条において単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するものを除く。)、中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)</p> <p>教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに都道府県立の中学校及び中等教育学校(いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。)の管理に要する経費(教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。)</p>

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第十三条 [略]

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)

第十四条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保

義務教育諸学校	(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)
教職員の給与及び報酬等	教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに指定都市の設置する中学校及び中等教育学校(いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限り。)
要する経費	の管理に要する経費(教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限り。)

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 [同上]

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)

第十六条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保

護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の前日である場合には、第一条のうち国家戦略特別区域法第二十四条の次に二条を加える改正規定（第二十四条の二に係る部分に限る。）中「一般労働者派遣事業」とあるのは「労働者派遣事業」と、「第二条第四号」とあるのは「第二条第三号」とし、前条の規定は、適用しない。

〔削る〕

（国土交通省設置法の一部改正）

第十五条 〔略〕

（政令への委任）

第十六条 〔略〕

護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日がこの法律の施行の前日である場合には、第一条のうち国家戦略特別区域法第二十四条の次に三条を加える改正規定（第二十四条の二に係る部分に限る。）中「一般労働者派遣事業」とあるのは「労働者派遣事業」と、「第二条第四号」とあるのは「第二条第三号」とし、前条の規定は、適用しない。

（内閣府設置法の一部改正）

第十七条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の七中「区域計画に関すること」の下に「同法第十六条の三第三項に規定する指針の作成に関すること」を加える。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十八条 〔同上〕

（政令への委任）

第十九条 〔同上〕